

随意契約結果書

物 品 等 の 名 称 及 び 数 量	新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)みなとカメラ設置場所賃貸借
契 約 担 当 官 等 の 氏 名 並 び に そ の 所 属 す る 部 局 の 名 称 及 び 所 在 地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 鈴木 賢治 北九州市門司区西海岸1-4-40
契 約 締 結 日	令和7年5月20日
契約の相手方の氏名及び住所	(株)東横イン 北九州市小倉南区空港北町2-4
契約金額 (消費税及び地方消費税含 む)	1, 514, 412円
予定価格 (消費税及び地方消費税含 む)	1, 514, 412円
随意契約によることとした理由	本契約は、新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)みなとカメラの設置場所として、株式会社東横インのホテル屋上及び壁面の一部を借り上げて使用するものである。 みなとカメラ設置にあたって、新門司沖土砂処分場を監視カメラで一望出来る場所を探したが、この設置場所以外には適切な場所がなかった。 このため、会計法第29条の3第4項に基づき、所有者の株式会社東横インと随意契約するものである。
備 考	